

# 総務厚生常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第 1 号】平成29年度矢板市一般会計補正予算（第2号）	2
【議案第18号】栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	4
【陳情第26号】テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情	5
【閉会中の継続審査の申し出について】	6
【委員長報告】	9
【閉会】	9

## 1 日 時

平成29年6月14日(水) 午前10時00分(開会)～午前11時20分(閉会)

## 2 場 所 第1委員会室

## 3 出席委員(8名)

委員長 佐貫 薫 副委員長 関 由紀夫  
委 員 藤田 欽哉、和田 安司、中村 久信、  
石井 侑男、中村 有子、渡邊 孝一

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員(23名)

### (1) 総合政策部(1人)

①総合政策部長 横塚順一

### (2) 総合政策課(3人)

①総合政策課長 室井隆朗 ②電算統計班長 石川民男

③政策企画担当 星哲也

### (3) 秘書広報課(1人)

①秘書広報課長 沼野晋一

### (4) 総務課(4人)

①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤賢一

③人事担当 小野崎賢一 ④財政担当 佐藤裕司

### (5) 税務課(1人)

①税務課長 高橋弘一

### (6) 社会福祉課(3人)

①社会福祉課長 永井進一 ②社会福祉担当 阿久津功

③生活福祉担当 田城宣宏

### (7) 高齢対策課(1人)

①高齢対策課長 柳田和久

- (8) 子ども課（2人）
  - ①子ども課長 石崎五百子 ②泉保育所長 星野朝子
- (9) 健康増進課（2人）
  - ①健康増進課長 細川智弘 ②国保医療担当 高久聡子
- (10) くらし安全環境課（2人）
  - ①くらし安全環境課長 小瀧新平 ②危機対策班長 柳田豊
- (11) 市民課（1人）
  - ①市民課長 薄井初江
- (12) 出納室（1人）
  - ①出納室長 鈴木康子
- (13) 選挙監査事務局（1人）
  - ①選挙監査事務局長 森田昭一

6 担当書記 高瀬 稔子、水沼 宏朗

#### 7 付議事件

【議案第 1 号】平成29年度矢板市一般会計補正予算（第2号）

【議案第18号】栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

【陳情第26号】テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情

#### 8 会議の経過及び結果

【開会】

- 委員長（佐貫薫） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（9時55分）

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は
  - 【議案第 1 号】平成29年度矢板市一般会計補正予算（第2号）
  - 【議案第18号】栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
  - 【陳情第26号】テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情の3件である。

【議案第1号】

- 委員長 「議案第1号 平成29年度矢板市一般会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長（三堂地陽一）

（「提出議案説明書」1頁を朗読。「平成29年度矢板市補正予算書」1頁を朗読。「平成29年度矢板市補正予算書」2頁及び3頁により説明。詳細について「平成29年度予算に関する説明書」4頁から7頁により説明。）

今回の補正予算の議案については、地方創生拠点整備交付金2次募集と平成29年度国庫補助道路整備費の増額の内示をいただいたことでの補正である。

議案第1号 平成29年度矢板市一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1億680万円を追加計上し、予算総額を131億1,360万円に補正しようとするもの。

歳入

- 14款2項4目、土木費国庫補助金は、道路橋りょう費補助金で、道路改良事業費補助金の増。55%補助率
- 14款2項6目、教育費国庫補助金は、社会教育費補助金で、地方創生拠点整備交付金の増。50%補助率
- 17款1項3目、民生費寄附金は、矢板ロータリークラブからの介助犬に関する補助に対する寄附。
- 18款1項1目、財政調整基金繰入金は、財政調整基金繰入金から繰入れるもの。主に体育施設整備に充てる。
- 18款1項4目、交通施設整備基金繰入金は、不足分を交通施設整備基金から繰入れるもの。上乗せになった部分の取り崩しである。
- 21款1項3目、土木債は、道路整備事業を調整基金から繰入れるもの。
- 21款1項6目、教育債は、体育施設整備事業で農業者トレーニングセンターの改修費用に関わる起債である。

歳出

- 8款2項3目、道路新設改良費は、スマートIC整備事業の委託料で、国の補助金が増上乗せになり、土地評価業務・物件調査業務に取り組むものである。
- 10款5項2目、体育施設費は、体育施設整備事業の委託料と工事請負費がある。委託料は、片岡トレーニングセンター改修のための設計、設計監理業務で、工事請負費は、大規模に改修工事を実施する。休憩室の設置、トレーニングルームの空調の設置、アリーナの床の張り替え、シャワー室、更衣室の改修、トイレの洋式化、屋根の修繕を予定している。

○委員長 質疑を行う前に、傍聴の希望があるので、許可したいと思うがいかがが。

（異議なし）

○委員長 委員会条例第15条第1項の規定に基づき、委員長として傍聴を許可することとし

たので、報告する  
暫時休憩とする。

(10時06分)

( 傍聴者3名入室 )

○委員長 会議を再開する。

(10時07分)

これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 補正予算の体育施設整備費について、わかる範囲で良いが、昨年の利用者数、どういう利用目的で利用されている方が多いのか伺いたい。

○総務課長 農業者トレーニングセンターの利用状況は、稼働日数349日、稼働率97%、利用件数1,713件、12,124名である。午前、午後、夜間で利用ができ、定期利用される団体は、バレーボール、バスケットボール等の球技である。コリーナ矢板でテニスをする学生の雨天時会場としても利用されている。ほかにダンスの大会やプロレスなども行われた。外の体育施設とは違った活用の仕方がされているところである。

○石井委員 利用料金についてはどうか。

○総合政策課長(室井隆朗) 使用料は、アリーナは一人一回100円、トレーニングルームは一人一回100円、アリーナの部分利用は1時間500円、専用利用は1時間1,000円である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第18号】

○委員長 「議案第18号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長(細川智弘)

(「議案書」18頁を朗読。「提出議案説明書」2頁及び3頁を朗読。「議案書」18頁及び19頁を朗読。)

議案第18号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議員の定数は33名で、各市町から人口規模に応じて議員数が1から3名となっている。県内の人口が減少傾向にあり、現行のままでは33名に満たなくなることが予想される。後期高齢者医療被保険者は、増加しており、今後も増加が見込まれる。高齢者医療制度の運営の主体である栃木県後期高齢者医療広域連合及び広域連合議会の重要性は増すものと考えられ、議員定数33名を

維持し各市町の議員数を現行のままとするため、各市町の議員数を定める改正である。

○委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第18号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決された。

### 【陳情第26号】

○委員長 次に、「陳情第26号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 「陳情文書」3頁及び4頁を朗読

○委員長 意見はないか。

○和田委員 組織犯罪処罰法は、まさに今国会で審議されている。国会審議の審査の内容を十分見守っていきたいと考えるので、継続審査としたい。

○中村久信委員 国会の審議とマスコミの報道によるところしか分からないが、非常に不安を覚えている。国会においてもこのような議論しかなされていないのかと不安に感じている。ここに記載されている内容も種々取り上げられて、問題とされている。国会において十分な議論をし、国民が理解できることを望むということでは、同じである。国会で審議を深めてもらうということが行われているので、継続審査もやむを得ない。

○藤田委員 刑法について詳しく勉強したことはないが、刑法における罰則というのは実行というのが今までの大原則であると思う。そういう意味では解釈について若干の不安がある。国際的にみて組織的犯罪が多様化する中で、こういった法律は現状を考えたときに致し方ないと考えている。したがって、この陳情は不適當だと思っている。

○石井委員 継続でお願いしたい。和田委員、中村委員と同じ理由である。

○中村有子委員 世界情勢やオリンピックが開かれる中でこういった措置が必要なのかと考えるが、国際組織犯罪防止条約には、国連加盟国187か国のうち未加入は11か国、主要国では日本だけで世界から求められている状況である。世界情勢を考えると客観的な準備行為の事実があるとか裁判所の令状が必要だとか限りなく安全な方向に定められている内容と考えるので、慎重審査も必要かと思うが、国会で衆議院を通過しており、内容を全体的に考えると不採択とすべきではないかと思う。

○渡邊委員 継続とすることがよいのではないか。理由は他の委員と同じである。

○副委員長(関由紀夫) 継続でお願いしたい。理由は他の委員と同じである。

○委員長 継続という意見が数名あるが、他になければ終わりとしていただきたいがどうか。

○中村久信委員 不採択という言葉が出たので、敢えてそれに対し意見を述べたい。皆さんの意見を伺って継続という意見があったので、私もそのほうがよいのかと思っていたところである。今とるべき態度としては、最悪でも継続であろうと考えて意見を述べた。ここに書かれている内容そのものは、国民の多くが疑問に思っている内容だと認識している。国会の答弁においても一般の人は対象にならないと最初に言いながら、すでに覆されている。そういうことを見聞きするにおいても、非常な不安を覚えているのは確かである。刑法というのは、実際に行ったものに対する犯罪を処罰する、これに対して、それを企んだからという、企んだからというのは何を根拠に企んだとするか、心の内面にまで入りこまないといけない。そういったことで人間を守れるのかという不安がある。しかも277もの中には、まったくテロと関係のないものも多くある。著作権だとかそういった身近な法律や犯罪もそれによって処罰されるような感じである。そういったことをもろもろ考えると、大きな不安を感じている。したがって、先ほど申したように国会で十分な議論をすべきであって、今、正に行われているので、我々はそれを注視するということでの意見を述べさせていただいた。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれで終了する。これより採決する。陳情第26号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第26号は、継続審査とされた。

#### 【閉会中の継続審査の申し出について】

○委員長 次に、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題とする。事務局に閉会中の継続審査の申し出についての説明を求める。

○事務局 (説明及び朗読)

○委員長 これより採決する。

○和田委員 採決する前に皆さんにお諮りしていただきたいことがあるので申し出させていただきたい。閉会中の継続審査は、各常任委員会の調査事項が閉会中でも継続して調査ができるということで事務局から説明があった。当然、閉会中でもできるということは、開会中も積極的に調査をすべきと考える。その中で、昨今、新聞報道で特に議題となっているのは、(仮称)とちぎフットボールセンターの件である。この件については、先日の全員協議会で異例の形で市長の方から報告があった。確か1千数百万円かけて、あしぎん総合研究所に調査を依頼した。その結果について、A3の両面の内容について不十分のため、詳細の調査報告をいただいて所管として調査を進めていきたい。

○委員長 和田委員より(仮称)とちぎフットボールセンターに関する調査の中で、報告書の詳細報告を求める意見をいただいた。総務厚生常任委員会としてこの期間中、閉会中、調査を進めたいと私も思うが、みなさんの意見を伺いたい。

○和田委員 委員長は、閉会中とおっしゃったが、本会期はまだ終わっていない。例えば、常

任委員会に調査権があるので、みなさんにご了解いただければ、報告いただいたあしぎん総合研究所の方に来ていただき、調査書の詳細説明を依頼するというのも、議決案件になるかもしれないが、可能かと思われる。その辺も含めて、みなさんに意見をいただきたい。

○委員長 再度、申し上げる。和田委員よりお話のあった開会中のあしぎん総合研究所の参考人招致を委員会として求めるという旨だが、みなさんの意見をお聞かせいただきたい。

○中村久信委員 今回のこの件で詳細について、所管として調査するということには賛成である。そのためには、委員会としてそれを決める必要があるであろう。私は、賛成である。

○藤田委員 確かに6月9日金曜日、市長からの説明の中であしかが総研の調査経過の報告書が出来上がったと報告を受けたが、2百数十頁ある中で、市の総合計画の概要版でももう少し厚いと思うが、A3一枚刷りなのは、正直どうなのかという違和感を感じた。もう少し報告書の内容を見たい気持ちがある。意見になっているかどうかは、わからないが。

○総合政策部長（横塚順一） 約140頁である。

○委員長 藤田委員の気持ちは、参考人として聞きたいということではどうか。

○藤田委員 よい。

○中村有子委員 もう少し詳しく伺いたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

○石井委員 とりあえず、執行部で検証してから議員にお知らせするという話があった。いつどんなスケジュールかを聞いたときに、栃木国体までとかというような日にちが決まっていないとのことであったので、そんなに慌てる必要はないのではないか、執行部の出方を見てからでよいのでは、たたき台が出てからでも間に合うのではないかと考える。

○和田委員 私が急いで調査を必要とすると強く思っているのは、市長が、答弁の中で15日に調査結果を基に県の協会と交渉に当たるという発言がなされた。私たちに内容の説明があったが、詳細な結果報告書をきちんと見せられていない中、あたかも方向性が決まっているかのようで大変危惧している。2点理由があり、1点目は、私の一般質問で市長に言ったことであるが、民間活力導入調査を行うということだがこういった施設については効果はないとお伝えした。それにも関わらず、1千数百万円もかけて調査を依頼した。このことについては、決算審査の中で述べたいと思うが、同じようにこの施設については、危機管理の面、災害対応の面からも必要な施設だという答弁をいただいている。これは、再配置計画の方にも非常に関わってくる。今回の簡易報告書の中では、総額だけが提示されている。総額が上乘せになっているから、規模が大きくなって財政が圧迫されるという説明だったが、私は、違うと思う。単純な市の持ち出しがどのくらいになるかという説明が全くなかった。複合施設にすることで、国の補助も増えるわけである。この調査の出だしは、県協会の補助が1億500万円減額になった、その穴埋めをするかという議論だったはずである。単純な市の持ち出し分が本当に増えているのか、その検証が必要だと思っている。それを私たちが確認をして、市民の方々に説明することが一番であって、市民の方も注視している内容なので、私たちがしっかりと理解しないと市民に対してきちんと報告できないということになるので、早い段階での調査をお願いしたい。

○副委員長 下野新聞の4面に困難と掲載されていた。私たち各自に報告書の冊子が配布され

て、それに従って説明をしていただきたい。また、約1,300万円かけて期間が約6か月前後だと思うが、その間にどのような調べ方をしたのか。月に100万円以上の金額がかかっているのだから、もう少し説明がほしいと思う。和田委員の意見に賛成である。

○渡邊委員 私が1年間いなかった間にフットボールセンター誘致の活動があり、資料を勉強しているところだが、今回、報告書の説明があったが、さらに説明を聞く必要性があると考え。我々は、もっと知ったうえで考えていかなければならない。3月末には、あしぎん総合研究所から、報告書が提出されていると思うがどうか。

○総合政策部長 所管は、生涯学習課である。そちらに提出があったものと思われる。

○渡邊委員 それから市でも検討して今回、まとめた報告がされたと思うが、更に学ばせてもらって議員として矢板市議会として判断していくことが必要だと考える。機会があれば、更に勉強していきたい。

○委員長 開会中のなるべく早くということで、調査するという意見があった。ここで暫時休憩とする。 (10時51分)

(休憩)

○委員長 会議を再開する。 (10時54分)

総務厚生常任委員会の審査事項のどれに該当するか明確化することが必要である。進め方は、参考人招致について委員会として決定し、その後議長が参考人の方に依頼をするという流れになる。総務厚生常任委員会の審査事項のどれに該当するかについて、意見を伺いたい。

○和田委員 一覧表の1、8、19に該当すると考えている。

○委員長 所管常任委員会の審査事件として、現状は経済建設文教常任委員会である。当委員会では、どの審査事件とするかを決めていきたい。

○中村久信委員 和田委員と同じ意見である。

○藤田委員 審査事件については、1と考える。所管は生涯学習課なので、できれば当委員会だけでなく、経済建設文教常任委員会も含めて全体でできたら良いと考える。

○委員長 ここで暫時休憩とする。 (10時58分)

(休憩)

○委員長 会議を再開する。 (11時17分)

他の委員の意見を伺いたい。

○中村久信委員 先ほど出た意見に対してだが、この前の説明に対して不十分であると感じており、もっと詳細を確認したい。やり方については、公式なやり方、非公式なやり方、いろいろな方法がある。委員の皆さんがもっと必要であるということであれば、何らかの方向をまとめるとよいと考える。なお、もう一つの常任委員会との関係もあるので、決議ということではなく、方向の確認として進めていただきたい。

○委員長 総務厚生常任委員会として進めるのではなく、議員全員で決めていくという方向性を確認したということで良いか。

(異議なし)

○委員長 これより採決する。閉会中の継続審査の申し出については、別紙継続審査の申し出



のとおりとすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、別紙の総務厚生常任委員会に係る閉会中の継続審査事件一覧表に記載のある審査事件について、継続審査とすることに決定した。

**【委員長報告】**

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私にご一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私にご一任願う。

**【閉会】**

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(11時20分)